

カイロスロケット打上げ見学場等企画運営業務委託に係る
共同プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、カイロスロケット打上げ見学場等企画運営業務（以下「本業務」という）を委託するにあたり、串本町及び那智勝浦町（以下「両町」という。）が共同で公募型プロポーザルを実施し、最も本業務の遂行に適格と判断される受託候補者を選定するため、必要な事項を定めるものとする。

2 業務内容

（１）業 務 名 カイロスロケット打上げ見学場等企画運営業務

（２）業務内容 別紙「共同仕様書」のとおり。

ただし、（４）の予算の範囲内で、仕様書記載の業務以外の業務（以下「追加業務」という。）を提案することを妨げるものではない。追加業務を提案した者が受託候補者となった場合は、その追加業務を実施するか否かについて各町と協議した上で決定し、契約するものとする。

（３）履行期間 契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（４）予算上限 串 本 町：8,755 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

那智勝浦町：5,017 千円（消費税及び地方消費税を含む。）※見学場等の料金を差し引いた金額

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、代表者を定めたうえで参加するものとし、各町との契約の当事者は代表者とする。また、共同提案の場合、構成員の全てが同要件を満たしているものとする。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

（２）地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。

（３）両町が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること。

（４）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

（５）債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定が行われていないこと。

（６）国税及び地方税の滞納がない者であること。

- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

4 スケジュール

- (1) 実施要領の公表
令和8年7月7日(火)
- (2) 質問票の提出期限
令和8年7月22日(水) 17時まで【必着】
- (3) 質問に対する回答期限
ホームページにて随時公開
- (4) 参加表明書の提出期限
令和8年7月22日(水) 17時まで【必着】
- (5) 参加対象資格に係る書類
令和8年7月29日(水) 17時まで【必着】
- (6) 企画提案書・見積書の提出期限
令和8年8月5日(水) 17時まで【必着】
- (7) プレゼンテーション・審査委員会
令和8年8月28日(金)
- (8) 審査結果の通知・公表
審査委員会終了後、1週間程度

5 委託事業者選定方法

- (1) 両町が共同で設置するカイロスロケット打上げ見学場等企画運営業務委託共同プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、各参加者の提案内容、業務執行能力等について審査し、最もふさわしい者を受託候補者として選定するものとする。
- (2) 採用された企画提案の文字等の内容は必要に応じて変更する場合がある。
- (3) (1) で選定された者と契約を締結する。なお、協議が整わない場合又は受託候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において評価が次点の候補者と協議を行うこととする。

6 プロポーザル参加表明及び質問

- (1) プロポーザル参加表明
プロポーザルに参加する意思のある事業者は、プロポーザル参加表明書（様式1）を12の各関係書類提出先に提出すること<持参・郵送>。
- (2) 質問
企画提案に関する質問がある場合は、質問票（様式2）をメールにより提出すること。
- (3) 提出期限

(1) 及び (2) とともに令和 8 年 7 月 22 日 (水) 17 時まで (必着) とする。

(4) 回答

質問に対する回答は、随時、両町のホームページにて公開する。

なお、提案書類の記載内容または審査基準に関する質問、他の応募者からの提案書提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げるおそれがあるため受け付けない。

7 参加対象資格に係る提出書類

(1) プロポーザル参加事業者は、次に掲げる書類を 1 2 の各関係書類提出先に提出すること。

ア 提案者の概要書 (様式 3)

イ 誓約書 (様式 4)

ウ 役員等に関する調書 (様式 5)

エ 法人にあっては、財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれに準ずる書類 (直近 1 年分)、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し (直近 1 年分)

オ 法人にあっては、定款若しくは寄付行為及び法人登記事項証明書又はこれらに準ずる書類、個人にあっては、住民票

カ 印鑑登録証明書

キ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明 (発行後 3 ヶ月以内のもの)

ク 都道府県税及び市町村税について未納がない旨の証明書 (発行後 3 ヶ月以内のもの)

(2) 提出書類の留意事項

ア 正本 1 部を提出すること<持参・郵送>。

イ 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 両町が必要と認める場合は追加資料を求めることがある。

(3) 提出期限

令和 8 年 7 月 29 日 (水) 17 時まで【必着】

8 企画提案書等の提出

(1) プロポーザル参加者は、「企画提案書 (様式任意)」を 1 2 の各関係書類提出先に 1 0 部提出すること<持参・郵送・宅配>。

(2) 参加者 1 者につき 1 提案とし、複数提案は認めない。

(3) 一度提案した企画提案書等は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

(4) 見積書 (様式任意 ※少なくとも次のア～ウを明記すること) (1 部)

ア 仕様書に定められた以下経費の内訳

(ア) 両町共通業務に係る経費 (両町で按分負担)

(イ) 串本町見学場運營業務に係る経費 (串本町 単独負担)

(ウ) 那智勝浦町見学場運營業務に係る経費（那智勝浦町 単独負担）

イ 宛先「串本町長 田嶋 勝正、那智勝浦町長 堀 順一郎」

ウ 消費税及び地方消費税を含んだ金額

※ 見積額が上記 2（4）の予算上限額を超えた場合は失格とする。

※ 消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額を見積書に記載すること。なお、各種保険料など、非課税の項目もあることに留意すること。

(5) 提出期限（企画提案書及び見積書）

令和 8 年 8 月 5 日（水）17 時まで【必着】

9 プロポーザルの審査

(1) 審査方法

ア 企画提案書及びプレゼンテーション（20 分の説明及び 10 分の質疑応答）により審査を行う。プレゼンテーションでは、企画提案書の内容確認及び説明ヒアリングを実施する。

イ 審査委員会において、両町が定める審査項目及び審査内容に基づき、提出書類及び参加者によるプレゼンテーションの内容審査・評価を行う。

ウ 審査の結果、最高評価点を得た提案者を受託候補者として選定する。なお、同点の場合は見積額を参考に受託候補者を選定する。

エ 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査委員会で次点となった者と契約内容についての協議を行ったうえで、契約を締結するものとする。

(2) 開催日時・場所

令和 8 年 8 月 28 日（金） 串本町役場（和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台 690 番地 5）
開催時間は、別途通知する。

(3) 審査結果の通知

審査委員会の審査結果は、審査終了後 1 週間程度で、書面により参加者全員に通知する。

(4) 注意事項

パソコン、プロジェクター等の機材の使用は認めるが、企画提案書等の書類の受付期間内に提出した資料の内容に準じたプレゼンテーションを実施すること。

10 契約の締結

(1) 個別契約の締結

受託候補者は、提案内容に基づき両町と詳細な仕様・経費負担の割合等について協議を行った後、両町それぞれと個別に委託契約を締結するものとする。

(2) 契約金額の決定

各町との契約金額は、提案された見積書を基礎とし、共通業務分の負担割合を両町で協議のうえ、各町の個別負担額と合算して決定する。

1 1 その他特記事項

- (1) 一度提出した書類及び提案書は、返却しない。
- (2) プロポーザル参加に要する一切の経費は、参加事業者の負担とする。
- (3) 提出物に虚偽があった場合は、企画提案書の審査対象から外れるものとする。
- (4) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利対象となっているものを使用した結果生じた結果責任は、提案者が負うものとする。

1 2 各関係書類提出先

串本町役場 企画課 ロケット推進室

〒649-4122 和歌山県東牟婁郡串本町西向 359 番地

電 話： 0735-67-7004

F A X： 0735-72-1501

E-mail： kikaku@town.kushimoto.lg.jp

担 当： 藤野、東田